Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局 自動車技術安全部

令和7年5月20日 定例記者懇談会発表

〈問い合わせ先〉中部運輸局 自動車技術安全部整 備 課 杉本、柴田 Tel 052-952-8042

不正改造は犯罪です。

~6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です~

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められています。

<u>自動車の不正改造は、他者を巻き込む明確な犯罪行為であり、知らなかったでは済まさ</u>れません。

中部運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、各行政機関 や自動車関係団体の協力を得て、**自動車ユーザー等への啓発活動や街頭検査、不正改造車 の情報収集**の取組みを強化します。

1. 不正改造車を排除するための周知・啓発活動

・各行政機関、自動車関係団体等の協力を得て、ポスターやチラシを 用いた周知・啓発を行います。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査

・警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、 自動車関係団体等と連携し街頭検査を実施します。街頭検査の結果、不正改造車を確認した場合は整備命令を発令します。



3. 不正改造車の情報収集

・通報された不正改造車の情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して警告はがきを送付し、不正改造の改善及びその結果の報告を求めます。

〇不正改造車の情報提供窓口(URL 又は QR コード)

http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/seibi/tsuhoh.html

【添付書類】

別紙1:不正改造車の事例

別紙2:チラシ



不正改造車の事例

タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)からの突出





車体からタイヤ及びホイールが突出すると、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。また、適切なタイヤ及びホイールを使用しないと車体へ接触したり、ブレーキなどと干渉したりします。

不適切な灯火の取り付け





制動灯、方向指示器等は、灯火 の色が定められており、その 他の色を使用することは誤認 を与え、事故を誘発するおそ れがあるため、大変危険です。

窓ガラス(前面及び運転者席・助手席)へのステッカー貼付





前面及び運転者席・助手席の窓ガラスに、認められていないステッカーを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなるため、大変危険です。

窓ガラス(前面及び運転者席・助手席)への着色フィルム貼付





前面及び運転者席・助手席 の窓ガラスに、保安基準に 適合しない濃い色の着色フィルムを貼ることにより、 周囲の状況が確認しにくく なるため、大変危険です。



🕕 基準不適合マフラーの装着/ 基準不適合マフラーの装着やマフラー の切断・取り外しは、排気騒音が増大し、 沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害 消音器の取り外し



の原因に繋がります。

2 灯火類の色の変更

あなたの自己満足のために

多くの人が迷惑しています

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発す るおそれがあり、大変危険です。





※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

>正改造は犯罪です。

🕙 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) くのはや出し

適切なタイヤやホイールを 使用しなければ、車体に接 したり、ブレーキ構造など

また、車体から突出すること もあり、歩行者等に危害を 及ぼすおそれがあり、大変



運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付 •

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。







③ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 大型後部反射器の取り外し タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し 車体からはみ出したウイングは、歩行者等に 接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変 危険です。 ・日本学のイングの取り付け

👩 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・敗り外し





不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以「

不正改造車を排除する運動

をこちらまで 面報連絡先 迷惑黒煙車

不正改造車を見かけたら

● 単間のナンバー

● 不正改造の内容





🔥 不正改造チェック項目

乗用車

器を備えているか

る自動車の場合、騒音 基準等に適合する消音 ○内燃機関を原動機とす

○触媒等が取り外されていないか

サスペンション

○切断等により、ばねの 一部又は全部が除去

※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。 ○白色であるか (方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と 一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。) されていないか

後退灯

○白色であるか 番号灯

○赤色であるか

○赤色であるか

サイング

○赤色であるか ○白色であるか

回以下であるか

○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120

○鋭い突起がないか

○その付近の最外側、最後端とならないか、等 ○側方への翼形状を有していないか ○確実に取り付けられているか

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準 等に適合する消音器を備えているか

○触媒等が取り外されていないか

貨物車共河 • 新田町

ツートベントンマインタ

る装置 (シートベルトリマインダー) の警告表示等を、機 ○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報す 具を用いて不正に解除していないか

- ○指定以外のステッカー貼付をしていないか
- ○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び 助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で の可視光線透過率が70%未満のものは不可

- ○鋭利な突起がないか
- ○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であ 24

○音量や音色が常に一定であるか

○同時に3個以上点灯しないか 〇白色又は淡黄色であるか

○赤でないか○点滅しないか ○光度300cd以下であるか

○回転部分が車体からはみだしていないか

○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

)容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか、等 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

○規程速度を超えて走行できるよう改造がされ ていないか

○速度抑制装置を装着していることを示す黄色の ステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の 後面に貼付されているか

○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けていないか ○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付け ていないか

○走行中に使用することを目的 とするディスプレイなどを装

着していないか



○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠

防止装置を備えているか

○荷台の一部を高くする等の改造がないか の取り付けがないか



○黒煙汚染度は 基準内である

> ○自動車の後面に突入防止装置を備え ているか

○貨物普通自動車の場合、後部反射器 を備えるほか、大型後部反射器を備

えているか



